

令和5年度宮城県地域医療構想調整会議の協議事項について

設置趣旨

- 医療法第30条の14の規定に基づき、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策
その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議をするために設置（本県では平成29年6月に設置）。
- 近年では、公立病院経営強化プランや外来医療計画の策定など様々な施策に係る「地域における協議の場」としても活用されており、効果的な医療提供体制の構築に向けた助言をいただいているところ。

令和5年度の進め方

	第1四半期（4～6月）	第2四半期（7～9月）	第3四半期（10～12月）	第4四半期（1～3月）
調整 会議	第1回目（予定） ■第8次宮城県地域医療計画策定（検討体制、検討項目等）の協議 ■二次医療圏別医療機能分析結果の共有	第2回目（予定） ■紹介受診重点医療機関(R4報告分)の協議 ■第2期外来医療計画（素案）の協議	第3回目（予定） ■病床機能報告データ共有 ■医療機関の対応方針の協議 ■公立病院経営強化プランの協議 ■第2期外来医療計画（中間案）の協議	第4回目（予定） ■紹介受診重点医療機関(R5報告分)の協議 ■第2期外来医療計画（最終案）の共有 ■二次医療圏別医療機能分析結果の共有
	上記のほか、必要に応じて、「過剰な医療機能の増床」や、「病床機能再編支援事業」等の協議を行う。また、進捗状況に応じて、「県立病院等の今後の方向性」について、随時、情報提供していく。更に、例年よりも開催回数が増えることが見込まれるが、新型コロナウイルス感染症の感染状況や各委員の負担等も考慮し、書面開催とするなど、開催方法も柔軟に検討していく。			
県	地域医療構想の更なる推進に向けて、 ■データ分析等による調査研究を行う。 ■地域医療構想推進セミナー（予定）を開催する。			
【参考】 第8次医療計画策定関係	医療審議会医療計画部会 第1回目（5月） 構成案等	医療審議会医療計画部会 第2回目（8月頃） 素案	医療審議会医療計画部会 第3回目（10月頃） 中間案	医療審議会医療計画部会 第4回目（1月頃） 最終案